

## 事業認定申請図書作成要領

(総 則)

第 1 条 この要領は、事業認定申請図書の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

(概況ヒアリング)

第 2 条 請負者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

(現地調査)

第 3 条 請負者は、用地調査などに着手する前に調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、取用等土地の状況及び土地に存する物件の概要を把握しなければならない。

(業務予定)

第 4 条 請負者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について監督職員と協議するものとする。

(立入等)

第 5 条 請負者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び監督職員の承諾を得なければならない。

2 請負者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を得なければならない。

(設計協議)

第 6 条 請負者は、用地調査等を実施するに当たり、適正かつ円滑に施工するため必要に応じて監督職員と連絡をとり、協議を行うものとする。打ち合わせ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。

(法第 4 条に規定する土地等の調査)

第 7 条 請負者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

一 起業地内に土地収用法（以下「法」という。）第 4 条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第 4 条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模

二 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限地」という。）の区域及び根拠法令

三 事業に施工に関して行政機関の免許、許可又は許可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許認可等に係る土地等」という。）の区分又は位置及び根拠法令

(法第4条地等の物件精査)

第8条 請負者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

(起業地を表示する図面等の作成)

第9条 請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、事業計画平面図(工事平面図)等に必要な事項を記入、着色等を行い起業地を表示する図面等を作成するものとする。

一 位置図(別記様式1)を作成するものとする。

二 起業地を表示する図面(起業地表示図)(別記様式2)を作成するものとする。その場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

また、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

(法第4条地表示図作成)

第10条 請負者は、第7条及び第8条の調査結果に基づき、前条第2号の図面に、法第4条地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。(別記様式2の4)

2 法第4条地の判断時点は、事業確定申請の時とし、監督職員の指示によるものとする。

(法令制限値表示作成)

第11条 請負者は、監督職員の指示により、第7条第2号及び第8条の調査結果に基づき、第9条第2号の図面に、法令制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

(関連事業表示作成)

第12条 請負者は、監督職員の指示により、関連事業について第9条第2号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。また、これに関する関連事業計画書(別記様式3)を作成するものとする。ただし、事業認定申請の時既に完了しているものについては不要とする。

(許認可等に関する土地表示図作成)

第13条 請負者は、監督職員の指示により、事業施工に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第9条第2号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

(土地面積の概数計算)

第14条 請負者は、実測図及び第9条の図面に基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数(10㎡又は100㎡単位)(別記様式4)を積算するものとする。

この場合において使用目的別、現況地目別収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合はその旨表示する。

(法第4条地調査書作成)

第 15 条 請負者は、第 10 条の図面にに基づき、法第 4 条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第 4 条に規定する土地に関する調書（別記様式 5）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）作成）

第 16 条 請負者は、起業地内にある法第 4 条地について各管理ごとに第 10 条、第 11 条の図面及び前条の法第 4 条調書を調製し、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第 4 号の意見照会書（案）（別記様式 6）を作成するものとする。

ただし、既に占有許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

（法の制限に関する意見照会書（案）作成）

第 17 条 請負者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第 9 条及び第 11 条の図面を調製し、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第 5 号の意見照会書（案）（別記様式 7）を作成するものとする。

（関連事業に関する意見照会書（案）作成）

第 18 条 請負者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第 16 条の図面を併用し、監督職員の指示により、法第 18 条 2 項第 3 号の意見照会書（案）（別記様式 8）を作成するものとする。

（許認可等に関する意見照会書（案）作成）

第 19 条 請負者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第 9 条及び第 13 条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第 6 号の意見照会書（案）（別記様式 9）を作成するものとする。

（事業認定申請書（案）等作成）

第 20 条 請負者は、監督職員の指示により、法第 18 条に規定する様式に従い事業認定申請書（案）等を作成するものとする。この場合の作成業務は事業認定申請書（別記様式 10）、同添付書類（別記様式 11）、その他関係参考書類（別記様式 12）の取りまとめ作成業務をいうものとする。

特に、その他関係参考資料（別記様式 12 に掲げる項目のうち(1)ル、(2)ト、(3)チ、(4)ワ）については監督職員と充分協議のうえ資料整理を行うものとする。

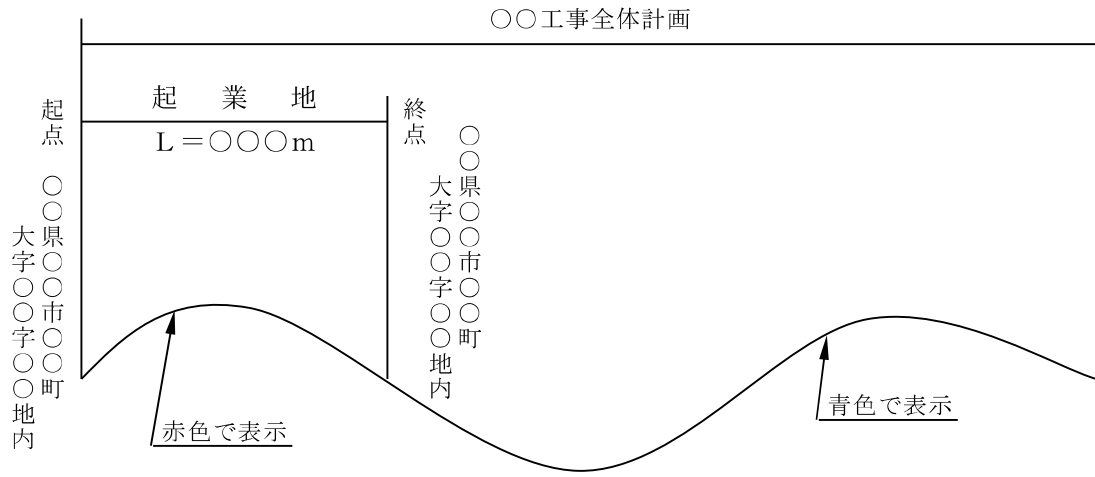
別記様式 1

(位置図)

- (1) 縮尺 2 万 5 千分の 1 の一般図によって起業地の位置を示すこと。
- (2) 符号は、国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。
- (3) 位置図には、起業地表示図に示す起業地範囲を正確に表示するものとする。表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長 (L=○m) 及び起・終点の所在を明示すること。
- (4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を銘記することが好ましい。
- (5) 表題記載例



(6) 図面記載例



## 別記様式 2

### 1 起業地を表示する図面（起業地表示図）

- (1) 縮尺百分の1から3千分の1程度までの間で、起業地を表示するのに便利な適宜の縮尺の地形図（図面については監督職員が指示するものとする）によって起業地を収用の部分は薄い黄色使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること（規則第3条第2号ロ）。
- (2) 起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものとし（法第18条第4項）、縮尺については、千分の1を標準とする。
- (3) 起業地表示図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等（おおむね国土地理院発行の5万分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公署等）を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分かりにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件も記載すること。
- (4) 実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。
- (5) 図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるときは、図面番号をつけること。
- (6) 起業地を着色する際には次の諸点に注意すること。
  - (イ) 事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すことになっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表わすときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。
  - (ロ) 事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第4条の土地であるか否かを問わず着色すること。
  - (ハ) 補修工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行する必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。
  - (ニ) 起業地の範囲を明確にするよう着色すること。
  - (ホ) 起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。
- (7) 字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。
- (8) 起業地内の物件については、現にある人家、学校等の工作物を図示すること。

(9) 公図等は施行規則第3条第2項にいう地形図を表示する図面としては適当でないから用いないこと。

(10) 収用又は使用の手段を保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は30～60度程度の角度で、約0.5cm程度の間隔に引くこと。

## 2 事業計画表示図

事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、尺度100分の1から3,000分の1程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付するものとする（規則第3条第3号）。

(1) 事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図と併用すること。

(2) 縮尺については、起業地表示図と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容が明らかにし難い場合には、別途詳細部を添付すること。

(3) 施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。

(4) 申請に係る事業が、全体計画の一環又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。

(5) 事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図（必要に応じて構造図）の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らかにすることはさしつかえないこと。

(6) 施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。

(例)

(イ) 道路事業の場合……標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等

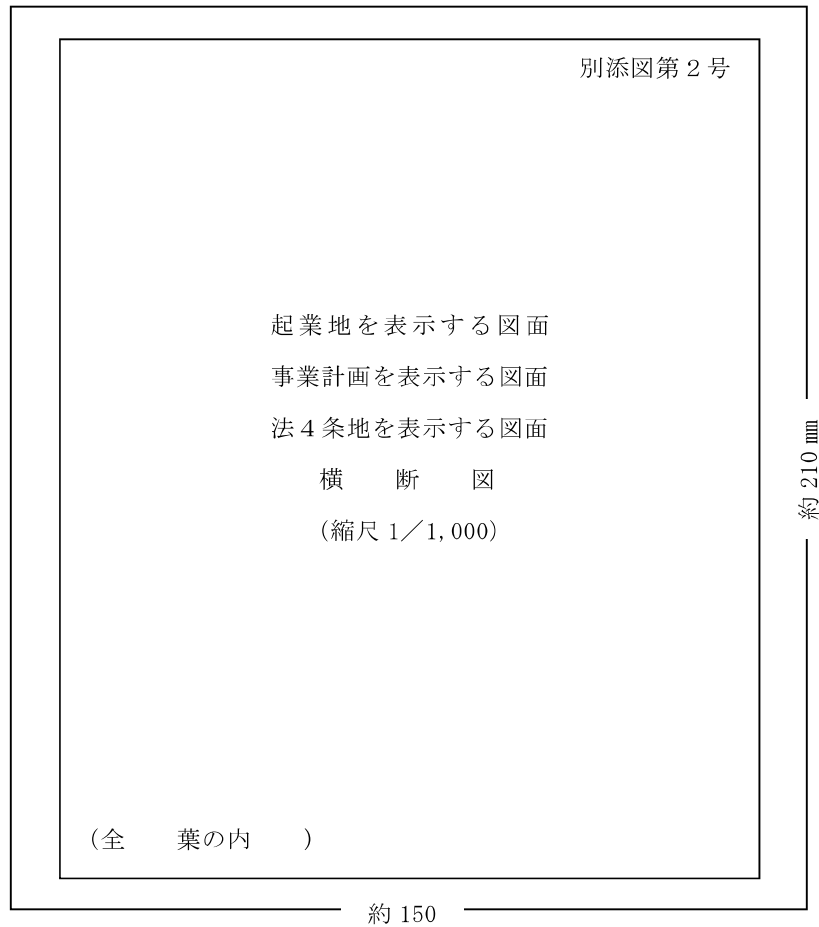
(ロ) 河川事業の場合……堤防横断面図等

(ハ) ダム事業の場合……平面図、側面図、上流面図、下流面図等

(ニ) 庁舎の場合……立面図、側面図、各階平面図等

(7) 関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断図等をつけること。

### 3 表題記載例



### 4 法第4条地に関する図面

- (1) 法第4条地を表示する図面は縮尺100分の1から3,000分の1程度までのものとする(規則第3条第4号)。

なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。

- (2) 法4条地があまり多くない等特に支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。

- (3) 図面の作成にあたっては、法第4条地には種類別に適宜着色し(例えば、道路は茶色、河川・水路は水色等とする。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと)当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。

なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

- (4) 法第4条地とは、土地収用法3条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業(施設)の種類によって例示すれば、次のとおりである。



- ① 国道・県道・市町村道等道路法による道路
- ② 河川法が適用され、又は準用される河川
- ③ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設
- ④ 鉄道施設
- ⑤ 電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物
- ⑥ 電気通信事業者が公衆電信の用に供する電話線等の施設
- ⑦ 小学校・中学校等の学校施設
- ⑧ 市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村又は都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に係るある河川」（法第3条第2項）に該当する。

他方、法定外公共物としての道路等は法第4条地に該当しない。

また、他の法律より収用または使用している事業には次のようなものがある。

- ① 都市計画法……街路、公園、一団地の住宅等
  - ② 森林法……林道、索道、木材集積場等
  - ③ 鉱業法……坑口、選鉱施設等
  - ④ 農地法……農地造成のための事務所、作業所等
  - ⑤ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法……米軍基地
- (5) 法第4条地等であるか否かは、申請の時に於いて判断すること。したがって、申請時に於いて法第4条地に該当しないものは記載する必要はない。
- (6) 収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占用物件であっても、法第4条地とすること。

別記様式 3

関連事業計画書

図面 表示 番号	施設の種 類 及 び 名 称	管 理 者	工 事 箇 所	現 況			計 画			備 考
				延 長	幅 員	構 造 型 式	延 長	幅 員	構 造 型 式	

別記様式 4

(1) 事業に必要な土地の面積

(イ) 収用の部分

宅 地	m <sup>2</sup>
畑	m <sup>2</sup>
道路数	m <sup>2</sup>
<u>水路数</u>	<u>m<sup>2</sup></u>
計	m <sup>2</sup>

(ロ) 使用の部分

宅 地	m <sup>2</sup>
畑	m <sup>2</sup>
道路数	m <sup>2</sup>
<u>水路数</u>	<u>m<sup>2</sup></u>
計	m <sup>2</sup>

注 使用の部分がない場合でも「ロ使用の部分 なし」と記載すること。

(2) 起業地内にある主な物件の数量

家屋 (住 宅)	棟 (移転済	棟)
<u>家屋 (非住宅)</u>	<u>棟 (移転済</u>	<u>棟)</u>
計	棟 (移転済	棟)

別記様式 5

法第 4 条地に関する調書の様式は次のとおりである。

法第 4 条に規定する土地に関する土地調書

〇〇県地内

図面表示番号	郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備 考	
				管理者	意見書の有無
			⋮ m <sup>2</sup>		

この様式中、「図面表示番号」は「法第 4 条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」は施設の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第 4 条の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

別記様式 6

〈記載例〉

(記 号) 第 号  
平成 年 月 日

〇〇市町殿

起 業 者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

上記代理人 (所 在 地)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 

土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に  
基づく意見について (照会)

〇〇〇〇起業一級河川〇〇水系〇〇川改修工事 (〇〇〇地内及び〇〇〇地内) に関し、土地収用法第 16 条に規定する事業の認定を申請するに当たり、企業地内にある貴職管理にかかる下記土地が同法第 18 条第 2 項第 4 号に該当し、管理者の意見書を添付する必要がありますので、貴職の御意見を承りたく照会します。

記

〇〇県地内

図 面 番	所 在 地	現に供している事業の種類	供している土地の面積	摘 要
〜 1 1	〇〇市〇〇大字 〇〇字〇〇地内	私 道 (〇〇第 号線)	〇〇㎡	
〜 2 1	同 上	私 道 (〇〇第 号線)	〇〇㎡	
〜 3 1	同 上	私 道 (〇〇第 号線)	〇〇㎡	

第 ○ 号

○ 年 ○ 月 ○ 日

殿

起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所在地)

○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第 18 条第 2 項第 5 号の規定に  
基づく意見について (照会)

今般○○○○が施行する 〇〇〇〇のために必要な土地について土地収用法  
第 16 条に規定する事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の土地を  
起業地に編入することについて同法第 18 条第 2 項第 5 号の規定に基づく意見を承りたく意見  
を照会します。

( なお、 年 月 日付き 第 号で土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規  
定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。 )

記

図面 表示 番号	所 在 地	現に供してい 事業(施設) の 種 類	利 用 制 限 法 令 名	起業地に編入 する面積 (㎡)	摘 要

( ) は、不要の場合記載せず。

別記様式 8

第 ○ 号

○ 年 ○ 月 ○ 日

殿

起 業 者 ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

工事を  
の関連事業として施行することについて（協議）

○ ○ ○ ○ 起業 の施行に伴い必要を生じた貫管理に係る下記 付替工  
事を建設大臣において の関連事業として施行いたしたく、土地収用法第 18 条  
第 2 項第 3 号の規定により協議します。

なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定  
に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示 番 号	施 設 名	工 事 箇 所	工 事 内 容	備 考

第 ○ 号

○ 年 ○ 月 ○ 日

殿

起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)

○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第 18 条第 2 項第 6 号の規定に  
基づく意見について (照会)

今般○○○○が施行する のために必要な土地について土地収用法  
第 16 条に規定する事業の認定を申請するに当たり、同法第 18 条第 2 項第 6 号の規定に基づく  
意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別記様式 10

事業認定申請書

1 事業認定申請書の様式は、次のとおりである（規則別記様式第5）。

第 ○ 号 ○ 年 ○ 月 ○ 日
国土交通大臣○○○○殿
起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
上記代理人 （所在地） ○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○
事 業 認 定 申 請 書
土地収用法第 16 条に規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請します。
記
1 起業者の名称 愛 知 県
2 事業の種類 県道○○○○線改築工事
3 起業地
イ 収用の部分
ロ 使用の部分
4 事業認定を申請する理由



## 2 「起業地」

- (イ) 起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等使用しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。
- (ロ) 「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし、都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示すること。
- (ハ) 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続きを進めることができないから起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、起業地名にふりがなを付すること。
- (ニ) 起業地が2つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。
- (ホ) 数箇所の大宇及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。
- (ヘ) 使用の部分がない場合でも、「ロ、使用の部分なし」と記すこと。

＜起業地の記載例＞

### ◎イ 収用の部分

○○県○○市○町2丁目、△町2丁目及び○○町地内

### ロ 使用の部分

なし

## 3 「事業の認定を申請する理由」

- (イ) 「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第27条第1項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。
- (ロ) 本章に記載すべき事項は次のとおりである。
  - ① 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること。
  - ② 事業計画の内容（目的）。（関連事業又は附帯事業がある場合、その事業の目的、内容も付記すること。）
  - ③ 事業認定の申請に至った用地交渉の概略（所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること。）
  - ④ 収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、○種漁業権等）。
  - ⑤ 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等には、当該処分又は手続きをおえた事等事業の施行権限のある旨を記載すること。

事業認定申請書

県道〇〇〇〇線改築工事

## 別記様式 11

### 添付書類の目録

(イ) 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない（法第 18 条第 2 項）。

- ① 事業計画書（関連事業計画を含む）
  - ② 起業地及び事業計画を表示する図面
  - ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
  - ④ 起業地内に第 4 条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書
  - ⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
  - ⑥ 事業の施行に関して行政期間の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類または当該行政機関の意見書
- なお、④から⑥までに掲げる意見書に、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。ただしこの場合においては、意見書を得ることが出来なかつた事情を疎明する書面を添付しなければならない（同条第 3 項）。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

- (ロ) 事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。
- (ハ) 法第 18 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

### 事業計画書

#### 1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する（規則第 3 条第 1 号）。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 事業の開始及び完成の時期
- (3) 事業に要する経費及びその財源
- (4) 事業の施行を必要とする公益上の理由

(5) 取用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎ これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

(例) ○ 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面

○ 公益上の必要性を証するための統計資料

○ 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面

○ 事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）

○ 財源を証するための起債許可等の写し

○ 現在施設を移転する場合における現在施設の状況図

○ 起業地を明らかにするための航空写真等

○ 土地の利用制限がある区域を表わす図面

○ 必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表

○ 電気事業の場合の潮流図及び系統図

○ 関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

#### イ 事業計画の概要

○ 事業計画の総論ともいべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を付帯的に説明する。

○ 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添 付 書 類 目 録		
1. 事業計画書（関連事業計画を含む）		別添第 1 号
2. 起業地を表示する図面		
(1) 位 置 図                      (縮尺 1/25,000)		別添図第 1 号
(2) 起業地を表示する図面   (縮尺 1/1,000)	37 葉	別添図第 2 号
3. 事業計画（関連事業計画を含む）を表示する図面		
(1) 事業計画を表示する図面（起業地表示図と併用）		
(2) 標準横断図（縮尺 1/100）	2 葉	別添図第 3 号
(3) 橋梁一般図（縮尺 1/300 1/500）	5 葉	別添図第 4 号
4. 土地収用法 4 条に規定する土地に関する書面		
(1) 土地調書		別添第 2 号
(2) 図 面   (起業地表示図と併用)		
(3) 意 見 書   (照会文 17 通)		別添第 3 号
		(回答文 17 通)
5. 法令の規定による制限のある土地に関する書面		
(1) 土地調書		別添第 4 号
(2) 図 面   (縮尺 1/1,000)	24 葉	別添図第 5 号
(3) 意 見 書   (照会文 3 通)		別添第 5 号
		(回答文 3 通)
6. 関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面		別添第 6 号
7. 起業地選定比較図（縮尺 1/25,000）		別添図第 6 号

(注) 法令制限地調書は、法令制限地が少数で、かつ、図面上一見して判別が可能な場合を除き、原則として添付を要する。

- 申請の対象として取り上げる事業の最小範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。
- 例えば、4車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず2車線について工事を行い、暫定供用を始める計画があるときはその旨及びその時期を示す。
- 河川事業のときは、当該河川の工事实施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。
- 事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。
  - ・道路事業の場合……原則として同を構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

新設か、改築か

拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の概要

施行区間

施行延長

構造規格 ○種○級○地部

幅員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成がかわる部分についてはその区間と幅員構成（幅員構成については標準横断面図を作成し添付すること。）

設計速度

設計基準交通量

計画交通量（ ○○年）

最小曲線半径

最急縦断勾配

標準横断勾配

路面の種類

工事量

- ・河川事業の場合等……原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

築堤（現堤嵩上、引堤）工事か分水路工事か等の工事の概要

左岸か右岸か又は両岸か

施行区間

施行延長（実距離）

堤防構造（構造断面については標準横断面図を作成し添付すること。）

計画堤防高

計画河床高

天端幅

小段幅

法勾配

河幅

計画高水流量

計画高水位

工事量

- ・ダム事業の場合

ダム型式

堤 高  
 堤 長  
 洪水吐 (門数、規格)  
 集水面積  
 総貯水容量  
 有効貯水容量 (多目的ダムの場合は目的別の容量)  
 満水位標高  
 洪水調節量  
 利水目的と取水量

○ 附帯工事についても、その内容を明らかにする。

(例) 工事用道路 延長 m  
 幅員 m  
 資材置場 ○カ所 延 m<sup>2</sup>  
 土捨場 ○カ所 延 m<sup>2</sup>  
 捨土量 延 m<sup>2</sup>

○ 関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

(例) ○○○工事

図面 表示 番号	施設の種 類 及 び 名 称	管理者	工事箇所	現 況			計 画		
				延長	幅員	構造型式	延長	幅員	構造型式
	町道 ○○号線	○○町		m	m		m	m	

ロ 事業の開始及び完成の時期

○ 用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。

○ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業の時期を記載する。

(例) 全体計画

開始の時期 年 月 日  
 完成の時期 年 月 日

起業地計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは

開始の時期 年 月 日

暫定供用開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。
- 関連事業については、本件事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ 事業に要する経費及びその財源

- 多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。
- 全体計画の事業費を記すこと。
- 経費区分をする。

(例) 1. 経 費

(単位：百万円)

区分 科目	全体計画 に要する 費用	起業地 計画に要 する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度 以 前	年度	年度	年度	年度 以 降
工 事 費							
用地費及 び補償費							
そ の 他							
計							

- 関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。
- 国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

(例) (2) 財 源

国 土 交 通 省 所 轄	
道 路 整 備 特 別 会 計	
項	道 路 事 業 費
目	一 般 国 道 直 轄 改 修 費





事故の危険性が高い。

交通（重量）制限している。

#### 原因

道路が未改築（幅員狭く、線形悪く、勾配が急）である。

現在交通量に対し現道の許容量が小さい。

他の道路、鉄道との平面交差がある。

家屋運担地区でありながら歩道がない。

積雪時には有効幅員が狭くなる。

橋梁が老朽化している。

#### 施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たすことになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安泰又は経済上の利便に寄与する。

#### ・河川事業

##### 現在の状況

降雨時又は積雪時には洪水又は浸水による生命、財産に対する危険がある。

##### 原因

無堤で地盤が低い。

計画洪水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の林木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調節用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

##### 施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれら

を必要とする理由

- 事業に必要な土地の面積の概数については、法第4条地又は起業者の所有地のように買取を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

- 現況地目、実測地積によること。
- 面積は概数によること。10又は100の単位で足りる。
- 権利を収用又は使用しようとするときは、消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請者の権利と対応させる。
- 土石砂れきを収用しようとするとき
  - ・ 土石砂れきの種別、及び採取量
  - ・ 土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

(例) 岩の種類      ○○岩  
採取量      ○○トン  
(山林      ○○m<sup>2</sup>)

- 起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

(例) 住 宅 戸 棟  
倉 庫 棟  
工 場 棟

- 事業開始の時にあった物件を記載する。
- 本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。
- 土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を削減させる必要がある理由。

(例) 道路事業      道路構造例に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨

河川事業      計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨

- ・ 附帯事業、関連事業についても記載する。
  - ・ 権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨
  - ・ 土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのため必要採取量である旨
  - ・ 起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨
- へ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に

寄与することになる理由

○ 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。

ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を明らかにすること。

○ 次の3点をどのように満たしているかを明らかにすること。

- ① 施設の立地条件を満足させる場所であること。
- ② 土地所有者、その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。
- ③ 国土計画、地域計画または都市計画に適合していること。

○ 説明の順序は次のようにすることが望ましい。

(例) ・道路事業(バイパス)

(Ⅰ) 改築方法として現道拡幅とバイパス方式の2つがある旨

(Ⅱ) 現道拡幅によるときは沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適當である旨を述べる。

(Ⅲ) バイパスによるときは、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートと比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。

(Ⅳ) 決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。

・河川事業(引堤)

(Ⅰ) 河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨

(Ⅱ) それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適當である旨を述べる。

(Ⅲ) 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

(Ⅳ) 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

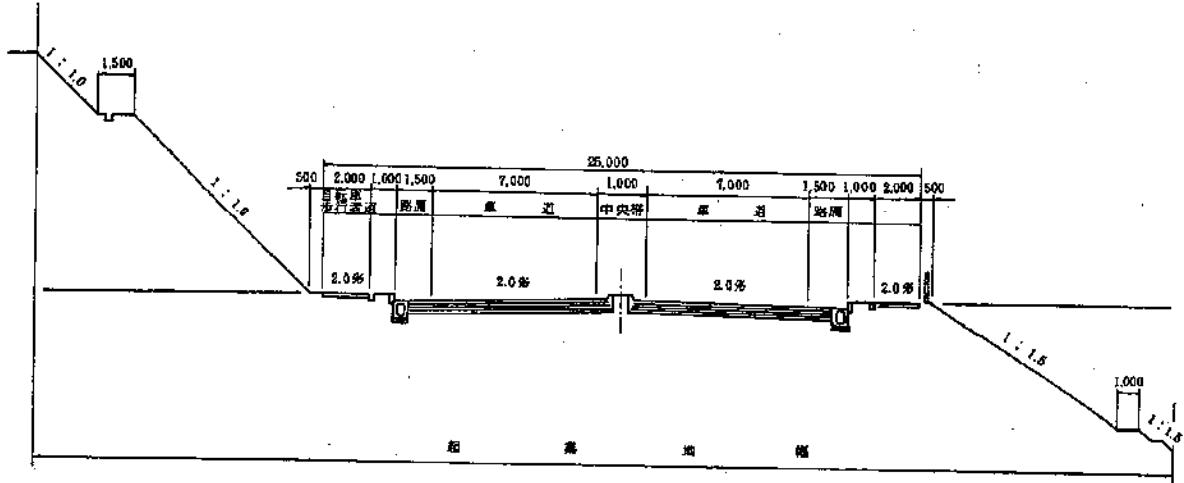
- ・全路線の改築計画からみた起業地の位置
- ・自然的条件(地形、地盤の高低、地層等)
- ・都市計画との関係
- ・支障物件の多少
- ・潰地面積の多少
- ・潰地の土地利用状況
- ・技術的な要因
- ・経済的な要因

・将来の発展状況

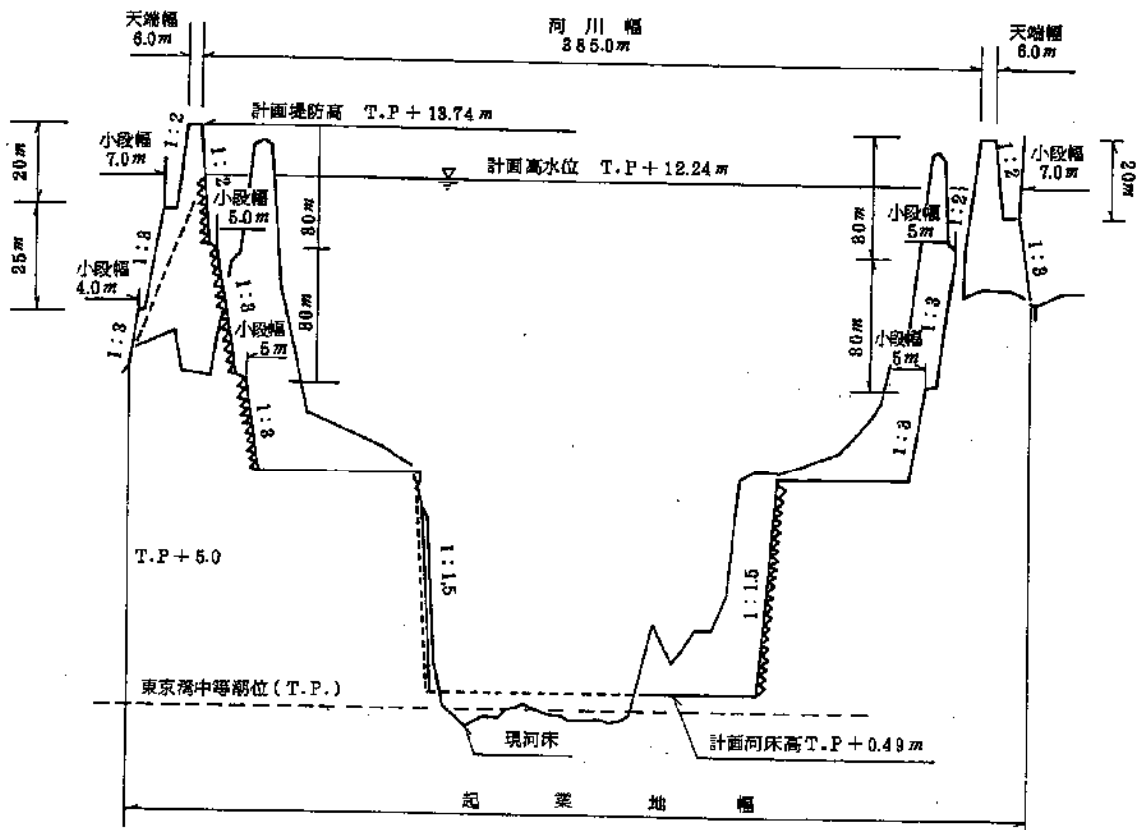
- 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。
- 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。
- [表題記載例]

別 添 ○	
標 準 横 断 面 図	県道 ○ ○ ○ ○ 線 改 築 工 事
縮 尺 100 分の 1	
○ 棄 中 ○	

(道路記載例)



(河川記載例)



別記様式 12

その他関係参考書類として、次の項目について調査整理する。

項	目
(1)	全般的事項
イ	ルート比較図面
ロ	ルート比較調書
※ハ	用地取得状況表
※ニ	用地未取得調書、図面及び写真
ホ	現状写真（平面図に撮影方向を表示したもの）
へ	都市計画及び都市計画決定公示（写）（都市計画縦覧図を含む）
ト	近い将来確実に発生すると予想される状況等（団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等）があればその具体的データ
チ	土地利用の推移
リ	人口の推移、転出入の推移
ヌ	商業販売額、工場出荷額の推移
ル	その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(2)	河川改修事業
イ	主要洪水調書
a	氾濫区域図
b	流域の被害の状況データ
ロ	農作物収穫量の推移
ハ	水系工事实施基本計画（写）
ニ	河川予定地官報告示（写）
ホ	流量等の算出根拠
へ	橋梁等の老朽度（建設年月日）
ト	その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(3)	道路改築事業
イ	交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ
ロ	推定交通量（10年～15年後）の算定根拠 （O・D調査表、その他）
ハ	道路構造（幅員、道路規格等）
ニ	交通事故件数の推移及び発生件数
ホ	自動車保有台数の推移

へ バスの運行経路、回数等
ト 現道の信号機の数、平均待ち時間
チ その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(4) ダム建設事業
イ 事業経緯及び地元交渉経過
ロ 水系工事実施基本計画（写）
ハ ダム建設に関する基本計画書官報告示（写）
ニ 工事計画説明表
ホ 工事年度別工事予定表
へ ダム軸選定理由及び図面
ト ダム天端標高決定根拠
チ 水系洪水被害状況調
リ 河川予定地官報告示（写）
ヌ 水道、工業用水道の法的根拠
ル ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書（写）
オ パンフレット
ワ その他特別の事情がある場合、それらについての資料

(注) ※印については、次の様式により作成すること。

(1) 用地取得状況表

( ○年○月○日現在)

項目 事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備 考
	総 数	解決数	解決率	取得必要 面 積	取得面積	取 得 率	
全 体	人	人	%	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
本体事業							
関連事業							



(2) 用地未取得調書

〇〇県〇〇郡〇〇町地内

土地所有者等 項目	所在地			現況 地目	実測 面積 m <sup>2</sup>	取得予定 面積 m <sup>2</sup>	物件の種類・数量	摘要
	大字	字	地番					
○ ○ ○ ○	〇〇	〇〇		宅地			住家1棟 立木	取得価格不満
△ △ △ △	〇〇	〇〇		田			—	計画反対
× × × ×	〇〇	〇〇		畑			—	境界紛争中
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

地盤変動影響調査算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）第 2 条（事前の調査等）第 5 号（建物等の配置及び現況）、第 4 条（損害等が生じた建物等の調査）及び第 7 条（費用の負担）の調査算定に適用するものとする。

第 2 章 建物等の調査算定

第 1 節 数量等の処理

(建物等の計測)

第 2 条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第 3 条 建物等の調査図面に表示する数値は、第 2 条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第 4 条 建物等の費用負担額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、

通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
  - 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。
  - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
  - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（費用負担額算定調書に計上する数値）

第5条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第2条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物等の面積は、第3条第2項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第4条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第6条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

- 一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て
100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

- 二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価は、100 円未満切り捨てとする。
- 四 物等の費用負担額の単価は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て
100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

第2節建物等の調査

(調査)

第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。

2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえに行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。

3 前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。

(事前調査における一般的事項)

第8条 事前調査の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係

二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

四 その他第12条の調査書及び図面の作成に必要な事項

2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

(事前調査における損傷調査)

第9条 第8条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

一 基礎

二 軸部

三 開口部

四 床

五 天井

六 内壁

七 外壁

八 屋根

九 水回り

十 外構

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とす

- るため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
  - 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
  - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
- 3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
  - 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
  - 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
  - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
  - 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
  - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
  - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 5 床についての調査は、次により行うものとする。
- 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
  - 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
  - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
  - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

- 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
- 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
- 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について第8項に準じて行う。
  - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

（写真撮影）

- 第10条 前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
- 2 第8条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
- 一 四方からの外部及び屋根
  - 二 各室
- 3 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。
- 一 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
  - 二 損傷名及び損傷の程度（計測）
  - 三 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

(事後調査における損傷調査)

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条(第2項を除く。)の定めるところにより調査するものとする。

2 第8条の事前調査の調査対象外であつて、事後調査の対象となつたものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

### 第3節調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表(様式第1)
- 四 建物等調査書(平面図・立面図等)(様式第2)
- 五 損傷調査書(様式第3)
- 六 写真台帳(様式第4)

(事前調査書及び図面)

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
  - イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
  - ロ 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一所有者が2棟以上の建物を所有している場合)の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工 作物に損傷があつた場合には、建物に準じて記入する。
- 四 建物等調査書(平面図、立面図等)は、第8条及び第9条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
  - イ 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示すると

もに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。

ロ 建物等立面図は、縮尺 100 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。

ハ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 100 分の 1 又は 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。

ニ 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度によりイ、ロ及びハに準じて作成する。

五 損傷調査書は、第 8 条及び第 9 条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

（事後調査書等の作成）

第 14 条 事後調査を行ったときは、第 12 条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第 12 条第 1 号及び第 2 号については異同を明示し、同条第 3 号から第 6 号までについては事前調査成果を転記し、第 13 条に準じて調査書及び図面を作成するものとする。

#### 第 4 節 建物等の算定

（費用負担の要否の検討）

第 15 条 費用負担の要否の検討は、事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

（費用負担の内容）

第 16 条 費用負担の内容は、次により判断するものとする。

一 費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。



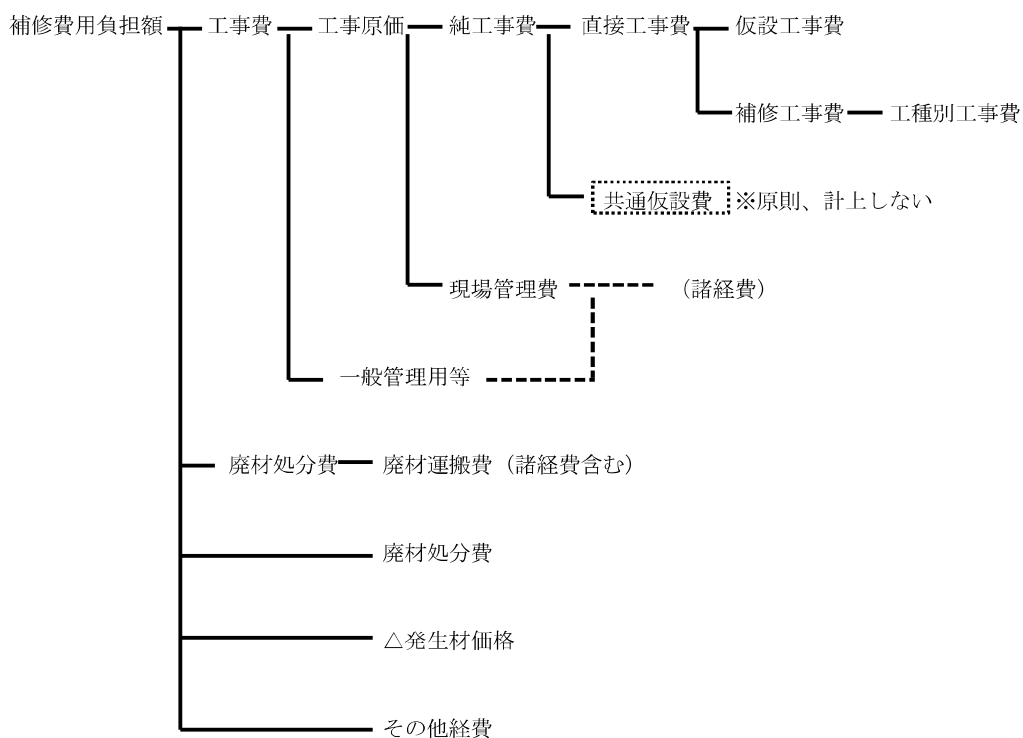
二 前号により負担する原状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。

- イ 建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって原状回復を行う方法）
- ロ 建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正したうえ上記(1)の補修をすることによって原状回復を行う方法）
- ハ 建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記(1)(2)に掲げる方法によっては原状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって原状回復を行う方法）

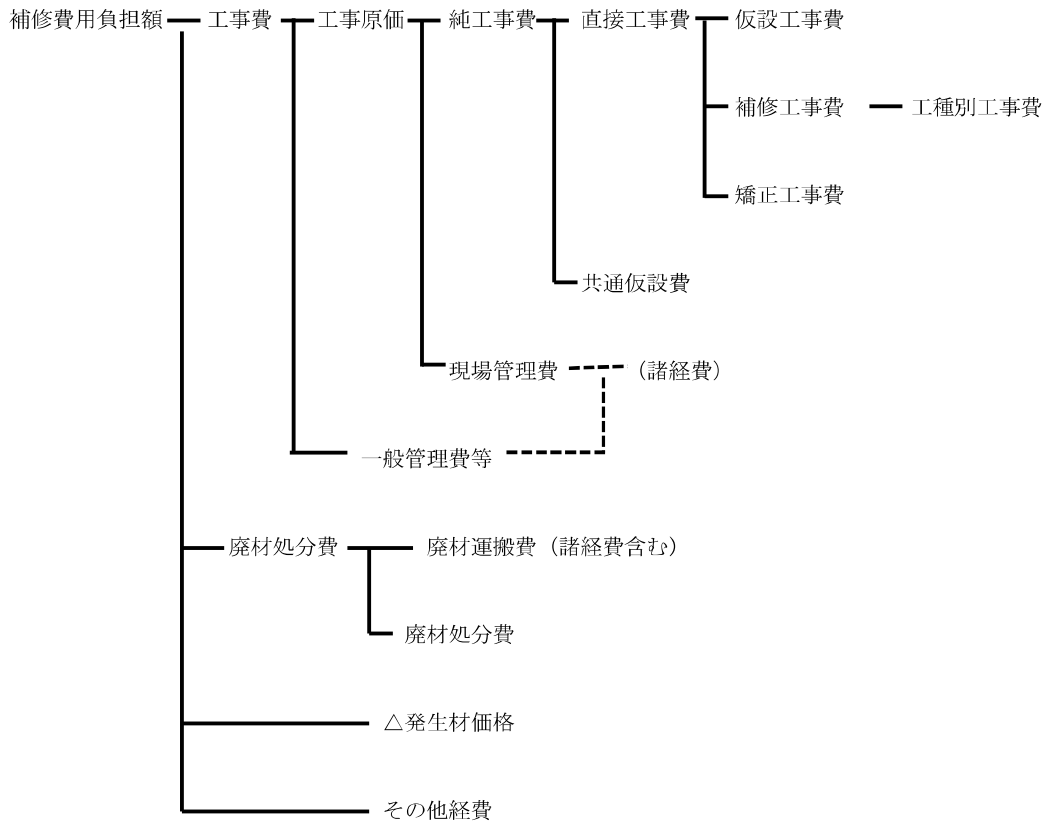
（費用負担額の構成）

第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

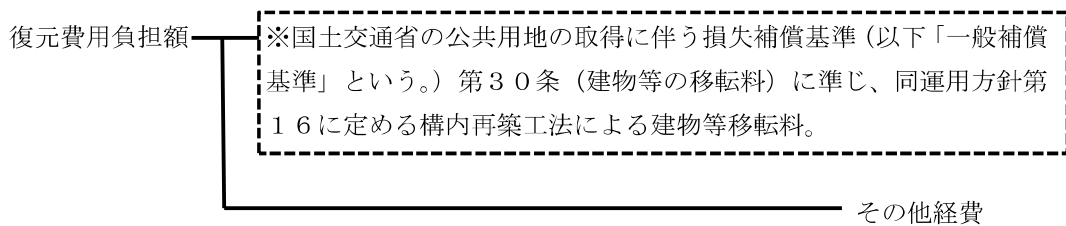
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）及びその他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生

費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

### 三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（算定単価）

第18条 費用負担額の算出に用いる単価は、損失補償算定標準書の単価によるものとする。ただし、損失補償算定標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第19条 工種別工事費算出の数量等は様式第2及び様式第3に基づくものとする。

（仮設工事費）

第20条 仮設工事費は、工種別工事の内容に応じた通常必要な直接仮設項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

（補修工事費）

第21条 補修工事費は、次の各号に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。なお、補修の方法と範囲については、別表修復基準を標準とする。

一 土工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

二 地業工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

三 基礎工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

なお、基礎工事費は、第4号の「コンクリート工事費」、第5号の「型枠工事費」及び第6号の「鉄筋工事費」の複合工事費である。

イ 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

ロ 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

ハ 基礎クラック補修

工事費＝クラック長×単価

四 コンクリート工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

五 型枠工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

工事費＝施工数量×単価

六 鉄筋工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ 鉄筋・加工組立

工事費＝施工重量×単価

ロ 溶接金網敷

工事費＝施工面積×単価

七 鉄骨工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ 鉄骨加工・組立・建方

工事費＝施工重量×単価

ロ アンカーボルト埋込

工事費＝施工本数×単価

ハ クローラクレーン使用料

工事費＝施工時間×単価

ニ トラック使用料

工事費＝施工日数×単価

八 組積工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ コンクリートブロック積

工事費＝施工面積×単価

ロ ブロック積塀・笠木

工事費＝施工長×単価

ハ 目地切れ補修

工事費＝施工長×単価

九 防水工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ アスファルト防水

工事費＝施工面積×単価

ロ シーリング

工事費＝施工長×単価

十 屋根工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ 日本瓦葺

工事費＝施工面積×単価

ロ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（5枚まで）

- 工事費＝施工箇所×単価（一式）
- ハ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（6枚以上）  
工事費＝屋根瓦葺ズレ補修（5枚まで）＋施工面積×単価
- ニ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺補修（10㎡まで）  
工事費＝施工箇所×単価（一式）
- ホ 日本瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）  
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
- ヘ 日本瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価
- ト 洋瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）  
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
- チ 洋瓦葺補修（補足材再使用）  
工事費＝施工面積×単価
- 十一 石工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
工事費＝施工面積×単価
- 十二 タイル工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床磁器質タイル  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 目地切補修  
工事費＝施工長×単価
- 十三 左官工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床モルタル塗  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 外壁等亀裂充てん  
工事費＝施工長×単価
- 十四 木工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床ラワン合板張  
工事費＝施工面積×単価
- ロ 木造ころばし床組補修（補足材使用）  
工事費＝施工面積×単価
- 十五 金属工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 軒どい  
工事費＝施工長×単価

- ロ 集水器 [じょうご]  
 工事費＝施工箇所×単価
- ハ 軒どい補修  
 工事費＝施工長×単価
- 十六 建具工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
 イ 木製建具調整  
 工事費＝建具箇所×単価  
 ロ アルミドア調整  
 工事費＝建具面積×単価
- 十七 ガラス工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
 工事費＝施工面積×単価
- 十八 塗装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
 イ 合成樹脂調合ペイント  
 工事費＝施工面積×単価  
 ロ オイルステイン塗（細物）  
 工事費＝施工長×単価
- 十九 内外装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。  
 工事費＝施工面積×単価
- 二十 設備工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
 イ 屋外給水配管  
 工事費＝施工長×単価  
 ロ 立水栓  
 工事費＝施工箇所×単価  
 ハ 非水洗半底便器  
 工事費＝施工箇所×単価  
 ニ セパレート型・エアコン  
 工事費＝施工箇所×単価
- 二十一 工作物工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。  
 イ 堀用コンクリート基礎  
 工事費＝施工長×単価

ロ 土間コンクリート叩き

工事費＝施工面積×単価

ハ 土間コンクリートクラック補修

工事費＝施工長×単価

二十二 解体工事費は、必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。

イ コンクリート布基礎解体

工事費＝施工長×単価

ロ 玉石基礎解体

工事費＝施工箇所×単価

ハ コンクリート撤去

工事費＝施工体積×単価

ニ 鉄骨解体

工事費＝施工重量×単価

ホ 床・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

ヘ 内装・タイル張撤去

工事費＝施工面積×単価

ト 天井クロス張撤去

工事費＝施工面積×単価

チ 外壁・モルタル塗撤去

工事費＝施工面積×単価

リ 屋根・かわら撤去

工事費＝施工面積×単価

ヌ 防水層撤去

工事費＝施工面積×単価

ル 建具撤去（木製）

工事費＝建具枚数×単価

ヲ 建具撤去（金属製）

工事費＝建具面積×単価

ワ 水洗和風便器撤去

工事費＝施工箇所×単価

カ セパレート型・エアコン撤去

工事費＝施工箇所×単価

コ 塀用コンクリート基礎撤去

工事費＝施工長×単価

タ 土間コンクリート叩き撤去

工事費＝施工面積×単価

(矯正工事費)

第22条 木造建物(土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物に限る。)に関する矯正工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出するものとする。ただし、土台、柱等の構造部又は基礎に係る従前の損傷が拡大した場合で、従前の状態、拡大の程度等を勘案して必要と認められるときは、適正に定めた額を減額するものとする。

一 沈下矯正工事費

$$\text{工事費} = P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$$

P 沈下矯正工事単価(円/㎡)・・・損失補償算定標準書の単価による。

A 建築面積(㎡)・・・矯正を必用とする建物の建築面積とし、同一の所有者で複数の建物の場合は個別に算定する。

α 規模補正率・・・(表-1)による。

β 2階建補正率・・・(表-2)による。

B 工法係数・・・(表-3)による。

γ 作業環境補正率・・・(表-4)による。

C 施工面積補正率・・・(表-5)による。

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費(基礎コンクリート打ち増し費等)・・・「第21補修工事費」中の「三 基礎工事費」、「四 コンクリート工事費」及び「二二 解体工事費」等に基づき求める。

(留意事項)

注-1 沈下矯正工事に伴い次の補修工事が必要となる場合は、「第21条補修工事」の各項目に基づき補修工事費として算定すること。

- ・土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設費
- ・基礎面と一体仕上げとなっている内外壁の補修費
- ・給排水設備(機器又は配管)等の補修費

注-2 沈下矯正工事単価には、次の仮設工事費が含まれている。

- ・基礎の解体・新設等に伴う遣り方、墨出し

規模補正率(α)は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。



(表-1)

建築面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未 満	100 m <sup>2</sup> 以 上 130 m <sup>2</sup> 未 満	130 m <sup>2</sup> 以 上 180 m <sup>2</sup> 未 満	180 m <sup>2</sup> 以 上 250 m <sup>2</sup> 未 満	250 m <sup>2</sup> 以 上
補正率	1.15	1.04	1.00	0.93	0.87	0.76	0.61

注) 前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

2階建補正率 ( $\beta$ ) は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

(表-2)

建築面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未 満	100 m <sup>2</sup> 以 上 130 m <sup>2</sup> 未 満	130 m <sup>2</sup> 以 上 180 m <sup>2</sup> 未 満	180 m <sup>2</sup> 以 上 250 m <sup>2</sup> 未 満	250 m <sup>2</sup> 以 上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

工法係数 (B) は、次表の工法の区分に対応した率とする。

(表-3)

工法	判断基準	係数
A工法	根がらみを設置し、建物全体を仮受けして沈下修正する場合 (基礎部分に損傷が見られ、基礎の全部又は一部について新設する必要があると認められる場合、沈下量が概ね5 cm以上あり、建物全体の平衡を確保する必要がある場合など)	1.00
B工法	根がらみを設置することなく、沈下した部位のみを矯正する場合 (沈下量が概ね5 cm未満であり、基礎自体には損傷がない場合又は基礎コンクリートの打ち増し等部分補修による場合など)	0.68

作業環境補正率（γ）は、次表の作業環境の区分に対応した率とする。

（表－４）

作業環境	判断基準	係数
I	建物の全周囲に作業スペース（概ね 1.0m以上）を確保することが可能であり、かつ、1階に畳の部屋を有するなど、1階床の撤去・復旧が容易な建物の場合	1.00
II	I及びIII以外の場合（建物の一辺の一部で作業スペース（概ね 1.0m以上）が確保できない場合など。）	1.15
III	建物の一辺全てに全周囲に作業スペース（概ね 1.0m以上）が確保できない場合で、工事が建物内の建物下となる場合	1.30

注) B工法を採用する場合は、原則として、当該補正は考慮しないものとする。ただし、建物の周囲に作業スペースが確保できない等により、ほとんどの作業が建物内からの作業となることが予想されるような場合にあっては、作業環境II（補正率 1.15）を限度として補正することができるものとする。

施工面積補正率（C）は、次表の損傷区分に対応した率とする。

（表－５）

損傷区分	判断基準	補正率
I	建物の四隅に沈下が認められる建物	1.00
II	建物の三つの隅で沈下が認められる建物	0.75
III	建物の二つの隅で沈下が認められる建物	0.50
IV	建物の一つの隅で沈下が認められる建物	0.25

注) ① この表によることが適当でないと認められる場合は、別途沈下修正を要する面積を算出し、建築面積で除することにより、施工面積補正率を算出するものとする。

② A工法を採用する場合は、当該補正率の考慮を要しない。

## 二 柱の傾斜矯正工事

工事費＝施工本数×単価

## 三 敷居の隙間矯正工事

工事費＝施工箇所×単価

## 四 土台の取替え工事

工事費＝U×m＋V

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価

・・・損失補償算定標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m<sup>2</sup>)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とす

る。

V 土台の取替え工事費（円）・・・損失補償算定標準書の単価による。

#### 五 柱の根継ぎ補強工事

工事費＝U×m＋V

U 根がらみ 1 m<sup>2</sup>当たりの土台補強工事単価・・・損失補償算定標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積（m<sup>2</sup>）・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

る。

V 柱の根継ぎ補強工事費（円）・・・損失補償算定標準書の単価による。

- 2 前項以外の建物等の矯正工事費については、別途、個別見積等により算出するものとする。

（共通仮設費）

第23条 建物の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しないものとする。

- 2 建物の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、原則として、次の式により算出するものとする。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率（3%）

- 3 工作物の損傷箇所を補修する方法及び構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、計上しないものとする。

（諸経費）

第24条 建物等の損傷箇所を補修する方法による場合及び建物等の構造部を矯正する方法による場合の諸経費は、原則として、純工事費に別表諸経費率を乗じて算出するものとする。

（廃材処理費）

第25条 補修又は矯正工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 廃材運搬費廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。
- 二 廃材処分費廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。
- 三 廃材等の数量補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

（発生材価額）

第26条 発生材価額は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

(その他経費)

第27条 その他経費は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第76号）第40条に準じて、建物等の原状回復に伴う仮住居選定に要する費用、就業できないことにより生ずる損失の補償額等、必要となる経費を計上するものとする。

(費用負担額の算定)

第28条 建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、様式第5により算定するものとする。

別表 修復基準

損傷の発生箇所	修復の方法と範囲	
	損傷が新たに発生したもの	従前の損傷が拡大したもの
外壁	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。ただし、ちり切れにあつては、発生箇所を充てんする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の仕上げ材で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
内壁 天井	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。ただし、発生箇所が納戸、押入れ等の場合又はちり切れの場合にあつては、発生箇所を充てんする。 経過年数が10年未満の建物及び維持管理の状況がこれと同程度と認められる建物で発生箇所が納戸、押入れ等以外の居室等の場合には、当該居室等のすべての壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の材料で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
建具	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあつては、建具を新設することができるものとする。
タイル類	目地切れの場合にあつては、発生箇所の目地詰めをし、亀裂又は破損の場合にあつては、発生箇所を従前と同程度の仕上げ材で張り替える。ただし、浴室、台所等の水を使用する箇所で漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。 玄関回り等で亀裂又は破損を生じた場合は、張り面のすべてを従前と同程度の仕上げ材で張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんする。ただし、発生箇所が浴室、台所等の水を使用する箇所で損傷の拡大により漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。
コンクリート叩	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整正する。ただし、損傷が激しい場合は、必要な範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整正する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、必要最低限の範囲で解体し、新たに打設する

		ことができるものとする。
屋根	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は、従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。
衛生器具	従前と同程度の器具を新設する。	器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲を補修する。ただし、補修では回復が困難と認められる場合は、従前と同程度の器具を新設することができるものとする。
その他	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。

別表 諸経費率

純工事費（百万円）	諸経費率（％）	純工事費（百万円）	諸経費率（％）
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

様式第 1

建築物等調査一覧表

工 区	工 事 名	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建築物の概要	工 期		延べ 面積	事前調査		事前調査 損傷の有無	事前調査 損傷の概要	申出 年月日	申出に対する調査結果	応復の 急旧の有無	事後調査		事後調査 損傷の有無	事後調査 損傷の概要	費用の 負担要否	年 月 日	年 月 日	備 考		
					用 途	経 過 年 数		事後調査 年月日	調査者						事後調査 年月日	調査者								
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												
			-----									-----												

注: 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4 番横とする。

様式第 2

建物等調査書（平面図、立面図等）

調査番号	建物番号		
所有者			
工種	建物等の概要		
	事前調査	事後調査	
基礎			
屋根			
外壁			
内壁			
天井			
床			
経過年数			
用途			
		事前調査	調査年月日
		事後調査	調査年月日
		調査者	調査者
		調査年月日	調査年月日

注 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 列 3 番横とする。





様式第 4

( 写 真 貼 付 )

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

注 写真番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

建物等の費用負担額算定書

所在地				整理番号		
建物所有者			電話	算定年月日		
法人代表者				採用単価		
所有者住所				用途		
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	構造概要		
直接工事費計 〔A〕	共通仮設費 ※建物の構造部を矯正する方法の場合のみ 〔A〕×3%＝〔B〕	純工事費 〔A〕＋〔B〕＝〔C〕		諸経費 〔C〕×率＝〔D〕 〔F〕×率＝〔G〕	工事費 〔C〕＋〔D〕＝〔E〕	
直接廃材運搬費 〔F〕			%	廃材運搬費 〔F〕＋〔G〕＝〔H〕		
廃材処分費 〔I〕	発生材価格 〔J〕	その他経費〔K〕 (消費税対象額)		消費税等相当額 (〔E〕-〔H〕+〔I〕+〔K〕)×率＝〔L〕	費用負担額 〔E〕+〔H〕+〔I〕-〔J〕+〔K〕+〔L〕	
		( )				
工種	算定内訳				直接工事費	
<b>1. 仮設工事費</b>					計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>2. 補修工事費</b>					計	
<b>(1) 土工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(2) 地業工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(3) 基礎工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(4) コンクリート工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

<b>(5) 型枠工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(6) 鉄筋工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(7) 鉄骨工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(8) 組積工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(9) 防水工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(10) 屋根工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(11) 石工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(12) タイル工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(13) 左官工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(14) 木工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

<b>(15) 金属工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(16) 建具工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(17) ガラス工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(18) 塗装工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(19) 内外装工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(20) 設備工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(21) その他工事費(工作物等)</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(22) 解体工事費(上記補修工事費に必要となる解体)</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>3. 矯正工事費</b>					計	
<b>(1) 沈下矯正工事費</b>					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ <small>〔沈下修正工事単価〕〔建築面積〕〔規模補正率〕〔2階建補正率〕〔工法係数〕〔作業環境補正率〕〔施工面積補正率〕〔基礎費〕</small>					
	$\times ( \quad \times \quad \times \quad ) \times ( \quad \times \quad ) \times \quad +$					

<b>(2) 柱の傾斜矯正工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(3) 敷居の隙間矯正工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額
<b>(4) 土台の取替え工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金 額
計算式	$U \times m + V$ <small>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕      〔根がらみ施工面積〕      〔土台の取替え工事費〕</small>					
	$\times +$					
<b>(5) 柱の根継ぎ補強工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金 額
計算式	$U \times m + V$ <small>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕      〔根がらみ施工面積〕      〔柱の根継ぎ補強工事費〕</small>					
	$\times +$					
<b>(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費</b>					小 計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額